

# 資料 2

令和8年度  
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和8年6月  
厚生労働省

## 第1 謝罪・名誉回復について

### 1 基本方針の確認

差別偏見解消のための協議（いわゆる「三省協議」）の進捗状況を報告の上、これを踏まえての今後の名誉回復措置についての政府の見解を表明されたい。

（回答）

令和5年3月にまとめられた「ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会の報告書」の提言に基づき実施した、令和6年度に全国規模の意識調査では、いまもなお、偏見差別が残っていることがうかがえる結果となりました。

意識調査の結果も踏まえ、関係省庁とも連携し、元患者やご家族の声をしっかりとお伺いしながら、人権啓発・人権教育等の普及啓発のあり方等を検討し、元患者やそのご家族の名誉回復に全力で取り組んでまいります。

### 2 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」について

2024年3月及び2025年3月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」のデータ利活用について、利用可能となる具体的時期及びその具体的条件・方式について明示されたい。

（回答）

令和5年度及び令和6年度に実施した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」のデータ利活用については、個人の特定につながる可能性のある情報の匿名化を行い、個々の調査対象を識別しないこと、データの安全管理措置を講ずること、第三者への再提供を行わないこと等を利用条件として、令和8年夏頃から厚生労働省ホームページで利用申請の受付を開始する予定です。

## 第2 在園保障

### 1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

（回答）

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

## 2 医師の確保について

基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

- ① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、電子カルテ整備等のIT対応（IT技術支援等の人的措置を含む）などの対応がなされる必要がある。
- ② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は、国立病院機構等の他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりでである（令和3～5年度及び令和7年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、給与等の体系が国立病院機構等の他の医療機関とは異なる仕組みとなっているところにあり、他の医療機関で評価対象であった項目による待遇が国立ハンセン病療養所に移籍すると評価対象外となる場合があることに加え、とりわけ、一般に他の医療機関では定年まで給与が上昇するにもかかわらず、これとは逆に、国立ハンセン病療養所では経験年数が増えるに従い、初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にある。長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

厚労省として、医師待遇の抜本的改善に関する今後の取組方針に関し、医療職俸給表の級を追加で新設し、園長、副園長、医長など役職者を新設した上位で処遇する、あるいは、初任給調整手当の取扱いにおいて同手当が減額されないハンセン病療養所専用の区分を新設するなどして、国立病院機構等とのシニア医師に関する待遇格差を解消するなど制度的解決の必要性を含めて回答されたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年5月時点で定員146人に対し現員が122人となっており、昨年5月時点と比べて1人増えたものの、地理的状況や給与等の処遇が民間と比較して低いなどの要因により、24人の欠員が生じています。

副園長が不在の施設における副園長の配置については、本省と施設が一体となって、大学等に直接足を運び協力要請を行うなど、精力的に取り組んでおり、昨年10月には多磨全生園、今年4月には駿河療養所に副園長を配置することができました。

一方、栗生楽泉園、星塚敬愛園及び奄美和光園においては、副園長が不在となっており、入所者の皆様が不安を感じられているという状況があることから、この3園における副園長の確保は最優先事項であると認識しています。

このため、関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関を訪問して医師確保の協力を依頼するとともに、就職説明会への参加や、医師募集のパンフレット等の作成、配付などの広報活動を展開するなどPR活動を行ってまいります。

さらに、令和6年4月に配置した「国立ハンセン病療養所医師確保対策官」に加えて、今年度新たに任命した「医師確保対策参与」とともに、各療養所における医師確保の状況に応じた地元大学との関係構築に向けた支援や首都圏の大学との関係構築にも取り組んでいるところです。

また、医師確保の一層の推進のためには、ご指摘のとおり、医師の処遇や勤務環境の改善が必要と考えています。

医師の処遇改善については、令和5年、令和6年に引き続き、令和7年にも人事院規則が改正され、高年齢層を中心に初任給調整手当が増額されたところであり、来年度予算においても、初任給調整手当の更なる増額など必要な要求を行ってまいります。

また、電子カルテ整備等のIT対応については、今年度予算においても必要額を計上しております。今後についても引き続き必要な要求を行ってまいります。

立法的解決の必要性という点については、厚生労働省としては、まずは、医師の処遇について関係機関への要求・調整を粘り強く行っていくことが重要と考えています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

## 2 医師の確保について

- ③ 電子カルテ整備等のIT対応は、中堅若手医師の確保の観点から重要である。各園別に、電子カルテ等の導入状況の詳細を、全医師に関するセキュリティ環境、使用端末OS（オペレーションシステム）バージョン情報等も含めて回答されたい。その上で、今後の整備の方針を回答されたい（なお、整備にあたってはIT技術支援等の人的措置も含めて検討されたい）。

(回答)

各療養所における電子カルテの導入状況の詳細は参考資料のとおりです。

電子カルテ整備等のIT対応は医師確保の取組を行う上でも重要と考えており、引き続き、電子カルテシステムが導入されていない園の導入が進むよう、導入時の研修費も含め、必要な予算を確保してまいります。

また、整備にあたっては、当該システムを管理・維持するために必要な技術的支援や、システムを操作する職員への研修の開催を仕様書に定めるように指導するなど、各療養所において円滑にシステムを運用できるよう対応してまいります。

(参考資料) 電子カルテ導入状況の詳細

	電子カルテ 導入の有無	使用されているOS	セキュリティ対策状況
松丘保養園	○	windows11	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
東北新生園	×	—	—
栗生楽泉園	○	windows11	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
多磨全生園	×	—	—
駿河療養所	×	—	—
長島愛生園	○	windows11	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
邑久光明園	○	windows10 pro	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
大島青松園	×	—	—
菊池恵楓園	○	windows11	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
星塚敬愛園	×	—	—
奄美和光園	×	—	—
沖縄愛楽園	×	—	—
宮古南静園	○	windows11 pro	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続

### 3 職員問題について

- (1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であり（94の減、3の増、△91）、令和3年度（89の減、37の増、△52）、令和4～6年度（各年度64の減、13の増、△51）にも相当数の定員減が継続していたところ、令和7年度及び令和8年度については、42人の減、17人の増（△25）となった。定員削減の抑制に向けた厚労省を含む関係者のご尽力に改めて感謝を申し上げる。従前の大幅定員減によって、入所者の医療・看護・介護の現場への影響が顕在化していた経過があり（例えば、看護師勤務表組みに支障が生じた園が複数あり、夜間勤務が組めないために新たな入居棟の建設・全員の転居が進められた）、政府としては、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、引き続き現状に即した枠組みにより、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避し、かつ、不自由者センター等の集約が回避されるよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされています。

入所者の皆様におかれては、高齢化が進み、職員の看護・介護によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えていることから、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、令和7年度から始まった第15次定員合理化計画においては、できる限り緩やかな定員削減となっています。

今後も一定の合理化を求められていくものと考えられますが、令和9年度における関係省庁への要求に向けて、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、入所者の療養環境の充実のために必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 厚生労働省は、これまで繰り返し、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備に最大限努めること、入所者の視点に立った施策を推進し療養環境の充実を図ること、入所者に良質な療養環境の提供に努めること、そのために人員の確保が必要なこと（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む）、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制構築は重要な課題であると認識していること等を表明し、確認してきた（例えば、「令和7年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答」「第2」の「1」「3（1）～（4）」等）。また、入所者の視点に立った良質な療養環境の確保のため、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制として、各療養所において多職種（医師・看護師・介護員・ケースワーカー等を含む）から構成されるライフサポートチーム（チームの名称は各療養所によって異なる）による取組みがなされており、人権委員会組織に関する協議（後述4（1））においても、各園での同チームの存在と活動を前提とした協議が行われるようになっている。

基本法第3条の基本理念に基づき、隔離政策に起因して家族・故郷と切り離された療養所での入所生活を余儀なくされてきた入所者のために、狭義の医療・介護ケアの観点に限定されることなく、入所者に寄り添い一人ひとりの意向を尊重した人生と生活の支援を行うための体制である多職種構成によるライフサポートの実施・充実は必須のものであり、これを前提とした人員確保が必要であることを確認されたい。

(回答)

入所者一人ひとりが、こころ豊かでその人らしい人生を全うしていただくための支援として、ライフサポートの一層の充実を図ることが重要であると認識しており、必要な予算や人員の確保に取り組んできたところ です。

入所者本人の意思を尊重したライフサポートの実施に当たっては、各療養所にライフサポート担当の看護師長を配置し、入所者の意思確認を適切に行い、その情報を集約・整理するとともに、専門的な知識や経験に基づいて関係する多職種間で調整・連携できる体制を整備しています。

引き続き、療養所におけるライフサポートの取組が推進されるよう必要な予算や人員の確保を行ってまいります。

(3) 上記(1)(2)から要請される人員確保の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない(しかし、栗生・長島等で顕著な欠員がみられる)。看護・介護に関する職員の採用・雇用継続のためには現在の経済状況に照らして全般的な待遇の速やかな改善が必要であり、看護師の不足への対策として、手当(特に夜勤手当)に関する制度の見直し・抜本的増額等も検討すべきである(なお、看護師・介護員の待遇を検討にあたり民間との比較をする際には、同種の職種との比較のみを行うのは適切ではない)。必要人員確保の観点からは、国立病院機構等の他の医療機関と同様に役職定年年齢に達した対象者についても給与水準が維持される方策を検討すべきであり、定年後短時間勤務による採用で十分であるのかについても検証される必要がある。

加えて、期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない。定員職員の待遇に合わせる方向での期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、日給月給制であることを含む基本的な待遇上の制約がある中で、なお十分なものとは言えず、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

令和7年の人事院勧告による国家公務員の給与の引上げが行われており、看護師についても初任給及びボーナスの引上げが実施されています。

また、60歳以降は給与が7割水準となりますが、職務と生活の実態に見合う水準を確保するよう、人事院に要望しているところです。

療養所において、定年退職者を再任用する場合には、原則、短時間勤務で任用することとしている一方で、

- ・ 介護員及び調理師は、施設長が必要と判断した場合にはフルタイム勤務での再任用が可能であること
- ・ これにより難しい場合は、本省に協議を行うこととしていきます。

このため、実際に夜勤人員の確保等の観点から、フルタイム勤務で再任用している看護師もあり、療養所において必要な人員を検証した上で、必要に応じて本省に協議がなされているものと考えています。

また、期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制等の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め定数を定め、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用としています。

また、介護員の期間業務職員の採用に当たっては、各療養所において、ホームページやハローワークで募集を行っているところですが、ハンセン病療養所の魅力や国家公務員非常勤職員の処遇等に係る情報を積極的に発信していくため、本省で作成したパンフレットを各療養所に提供したところです。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に努めてまいります。

(4) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和8年度については4月1日時点で6名の期間業務職員を介護員として定員化したところです。

また、昭和58年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等のライフライン関連業務等職員については、期間業務職員として、新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(5) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒(いたずら)に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(6) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているところ、平成31(令和元)年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたが、その後の改善が全くなされておらず、看護師や他の施設の介護職に比しても、明らかに低廉であって、その待遇格差の放置は、許容できない状況に至っていると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保(特に、日中の介護力が低下しない体制の確保)が必須の前提であること、この観点から関係者からの丁寧な意見聴取等が重要であること(各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む)を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、社会情勢に照らした待遇格差の解消の必要性、及び、ハンセン病介護の特殊性・業務内容をも踏まえ、速やかな抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員の三交替制勤務については、療養環境を第一に考え、各療養所において夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討を行い、入所者及び自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施するものと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところですが、さらに改善が図られるよう必要な要求を行ってまいります。

(7) 基本法の理念等(上記1)に基づく日々の療養所運営がなされるためには、職員(幹部職員を含む)に対する適切な研修が定期的になされる必要がある。他方、研修に時間を割けば他の業務のための時間が減ることになるから、研修の回数・時間・内容等に関して、できる限り効果的なものとする必要があることも言うまでもない。

この観点から、各園における令和6年度及び令和7年度の職員向け研修の実施状況(日時、対象者と参加人数、テーマ・講師その他の内容)について、整理して回答されたい。また、相対的に必要性が高くない研修内容の見直し・再構成と同時に、幹部研修を充実させることが望ましいと考えられ、この観点も踏まえた今後の取組方針を回答されたい。

(回答)

各国立ハンセン病療養所においては、「入所者の療養環境の充実」や「円滑な施設運営」を図るため、職員の知識や技術の維持・向上を目的とした研修を実施しています。

各療養所における令和6年度及び令和7年度の研修実施状況について、その内容として共通しているのは、「新規採用者研修・歴史教育」、「医療安全」や「感染対策」に関する研修であり、その他、各療養所の状況に

応じて、ラダー研修、褥瘡対策、認知症ケア等に関する研修も行われています。

当該研修の実施に係る期間や時間、講師、対象者については、その内容等を踏まえながら、各療養所において検討及び実施しているところですが、研修内容、実施方法等に関して、見直し、再構成、工夫等を検討するとともに、その実施に当たっては、入所者の療養環境や療養所の運営に支障が生じないように、開催時期、時間帯等に配慮し、WEB等も活用しながら、引き続き、効果的・効率的に行うよう努めてまいります。

また、令和7年度から、医療経営支援課が主催する新たな研修として、各療養所で入所者ファーストでの施設運営が行われるよう、国立病院機構等からの異動により新たに着任した各療養所の幹部職員を対象として、ハンセン病の歴史や入所者の方々が歩まれてきた人生を深く理解し、国立ハンセン病療養所職員としての使命や心構えを持っていただくための「新任幹部研修」を実施しているところであり、令和8年度に実施した当該研修においては、統一交渉団の方々にも講師を引き受けていただいたところであり、引き続き、統一交渉団の方々にもご協力いただきながら、充実した研修に努めてまいります。

(8) 上記(1)乃至(3)、(6)及び(7)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

#### 4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去10か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが（昨年度は、令和7年1月15日に実施された）、療養所によって、定期的な開催に至っておらず、また、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。
- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去8回の外部委員研修（8回目については本年3月6日に実施）における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。
- また、研修の内容・実施方法についても、各園外部委員からの意見を踏まえて実施されたい。

(回答)

「人権擁護のための委員会組織の協議」及び「人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修」については、今後の開催時期や開催方法について、引き続き、関係者にご相談しながら進めてまいります。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が、同園入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むうえでの絶対条件であるとともに、同園入所者の生命・健康・生活を維持する医師及び職員の就労にとって不可欠であることを確認されたい。国の責任において、同園入所者の生活に支障なきよう、船舶の安定的運航を維持し、かつ、船舶及び船員を確保することを表明されたい。

とりわけ、高齢化した在園者にとって、1日1日がかげがえのない貴重な時間であることを肝に銘じ、船舶の欠航による勤務職員数不足によって、医療、リハビリ、介護、食事、入浴、レクリエーションに1日たりとも支障が生じることの無いよう、船舶運航費、船員及び職員の確保に最大限努力することを確約されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園入所者の皆様が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、船舶を安全かつ安定的に運航するために必要な人員や予算の確保にしっかり取り組んでまいります。

- (2) 職員通勤用の民間委託船（庵治航路）が翌日欠航することが予想される場合、その前日の職員に対する待機命令を可能とするため、待機手当等の賃金制度を講ずることを人事院に対して強く要請されたい。また、大島青松園の実情を十分に把握・認識することを目的とする、人事院総裁もしくは人事院事務局長による大島青松園の視察が実施されるよう、人事院に要請されたい。

(回答)

荒天候により船舶が欠航となった場合であっても、療養所の運営に支障が生じないよう人員体制を組んでいるところです。

厚生労働省としては、人事院に対し、災害時には、実情を踏まえた給与の特例措置を設けるよう要望しているところであり、台風等の有事の際においても、入所者の療養環境が確保されるよう、引き続き必要な対応に努めるとともに、大島青松園の実情を十分に把握してもらえよう、人事院に働きかけてまいります。

(3) 民間委託先が、燃料費・人件費高騰による損失回避を図るために欠航数を増やすといった状況が生じないように、民間委託先に対する指導及び燃料費・人件費の動向に合わせた委託費の増額等、民間委託船の運航が安定的かつ円滑に行われるよう努力されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。民間委託船（庵治航路）の運航については、引き続き安全かつ安定的に運航するよう予算確保等を含めた必要な対応を行ってまいります。

(4) 大島青松園在園者の医療・介護・生活にとって不可欠である総合診療棟の建築・整備、ならびに地域社会との交流の前提となる社会交流会館の新築を、速やかに準備・計画・着手して実行するよう求める。

(回答)

総合診療棟や社会交流会館の整備など、必要な整備が行えるよう、園と調整しながら厚生労働省としてもしっかりと対応を行ってまいります。

(5) 総合診療棟及び社会交流会館等の施設整備計画及び推進ならびに船舶の運航に関しては、高松市が令和7年12月に設置した「大島を未来につなぐ会」における「将来構想」及び「永続化」についての意見ないし提言を十分に反映するよう求める

(回答)

高松市が令和7年12月に設置した「大島を未来につなぐ会」については、厚生労働省もオブザーバーとして参加しているところであり、今後、本会において「将来構想」に関する提言等が行われるものと承知しています。

総合診療棟、社会交流会館等の施設整備計画及び推進並びに船舶の運航については、当該提言等を踏まえ、園と連携しながら、取り組んでまいります。

(6) 令和2年2月以降、各療養所においても新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、過去の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。この間の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいうべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況が生じていた。

厚生労働省は、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（令和2年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定しつつ、今後の具体的方策が検討されるべきである）。なお、感染症対策の目的で入所者との面会交流や宿泊について現在も制限を設けている療養所においては、訪問者に対する機動的な抗原検査等の措置により対応可能となる場合があると考えられることから、これらの療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況について療養所別に回答されたい。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、早期のスクリーニングによる感染拡大防止等の観点から、入所者及び職員に対する一斉・定期的な検査を実施するための予算や、地域との交流を図るためオンライン面会等の環境整備に必要な予算を確保しております。

令和8年度予算においても、高齢化が進む入所者の感染リスクを低減するため、引き続き同予算を確保しているところです。

各療養所においては、こうした予算を活用しながら職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底しつつ、入所者自治会とも調整の上、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう対応を行っています。

また、各療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況は参考資料のとおりです。

厚生労働省としては、引き続き、必要な予算を確保するとともに、各療養所における取組事例を共有することなどにより、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう努めてまいります。

(参考資料) 各療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況

	面会等の制限有無	訪問時の対応	検査機器等の保有状況
松丘保養園	有	・訪問時に体調・体温等を確認表に記載いただき、リスクが認められる場合は、面会を遠慮いただく。	・抗原定性検査キット（1回20分程度、50回分）
東北新生園	有	・訪問予約の際に周囲にコロナウイルス等感染者がいないか確認し、日程を決定している。 ・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会時間は15分～30分に制限している。	・抗原定性検査キット（1回20分程度、50回分程度） ・抗原定性検査キット（1回60分程度、25回分程度）
栗生楽泉園	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。	・抗原定性検査キット（1回20分程度、20回分程度） ・抗原定量検査キット（1回10分程度、30回分程度）
多磨全生園	有	・訪問された際に、体調・体温・直近一週間の感染履歴などを面会簿に記載いただき、リスクが認められる場合は、面会等を遠慮いただく。	・PCR検査キット（20回分程度）
駿河療養所	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。	・抗原定量検査キット（1回40分、40回分） ・抗原定量検査キット（1回15分、30回分） ・抗原定量検査キット（1回60分、30回分）
長島愛生園	無	—	・抗原定量検査キット（1回60分、10回分） ・抗原定性検査キット（1回15分、20名分）
邑久光明園	無	—	・抗原定量検査キット（37回分）
大島青松園	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・入所者居室での面会は親族のみとしている	・PCR検査キット（20回分）
菊池恵楓園	無	—	・抗原定性検査キット（1回15分、250回分） ・抗原定量検査キット（1回25分、42回分）
星塚敬愛園	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会人数・時間を制限している。 ・宿泊の場合は他園入所者、家族に限定する。	・抗原定性検査キット（1回60分、10回分） ・PCR検査機器（1回60分、10回分）
奄美和光園	無	—	・抗原定性検査キット（1回15分、10回分）
沖縄愛楽園	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会時間を制限している。 ・面会可能人数を制限している。	・抗原定性検査キット（1回15分、300回分）
宮古南静園	有	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会可能人数、回数を制限している。 ・面会時間を制限している。 ・制限の強化期間中は面会者1名につき入所者1名のみ面会可能としている。	・抗原定性検査キット（1回10分、10回分） ・抗原定量検査キット（1回15分、48回分）

(6) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、令和5年11月24日及び令和6年4月16日の2回にわたり意見交換を実施し、厚労省からは①療養所職員による送迎支援、または、②療養所において送迎業務の委託契約を行う等により、療養所への訪問手段の確保を目指すことが表明され、実施にあたっては各療養所の入所者自治会への説明と理解のもとで実施すること、どのような運航体制とするかなど各園の実情に応じて検討すること、令和7年度予算要求にて対応しつつ、令和6年度中に実施する場合も必要な予算を確保する旨の方針説明がなされ、意見交換会の参加者から評価された。厚労省として、改めて上記の方針を確認するとともに、上記方針に基づく施策に関し、現在の各園状況を回答されたい。

(回答)

交通手段については、療養所ごとの実情に応じた検討が必要であり、入所者自治会への説明とご理解の下、実施いただく方針としています。

必要な予算については、令和7年度より確保しており、公共交通機関等が十分整備されていなかった栗生楽泉園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、奄美和光園、沖縄愛楽園、宮古南静園では、現在、市営バスの増便や送迎支援等の交通困難解消の取組を開始しております。

残りの星塚敬愛園については、7月の車両契約に向け、準備を進めているところです。

引き続き各療養所から予算や人員等の観点から相談があった場合には、予算の確保等必要な支援を行ってまいります。

(参考資料) 各療養所における交通困難解消に向けた取組の実施状況

各療養所における交通困難解消に向けた取組の実施状況	
松丘保養園	公共交通機関等が整備されている。
東北新生園	公共交通機関等が整備されている。
栗生楽泉園	取組を実施している。
多磨全生園	公共交通機関等が整備されている。
駿河療養所	取組を実施している。
長島愛生園	取組を実施している。
邑久光明園	取組を実施している。
大島青松園	公共交通機関等が整備されている。
菊池恵楓園	公共交通機関等が整備されている。
星塚敬愛園	取組を予定している。7月送迎用車両契約予定。
奄美和光園	取組を実施している。
沖縄愛楽園	取組を実施している。
宮古南静園	取組を実施している。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（6）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施するものですが、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施するよう指導してまいります。

### 第3 社会復帰・社会内生活支援

#### 1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

(回答)

退所者や非入所者の方々への医療・介護等は、退所者や非入所者の方々地域で安心して暮らしていくために大変重要であり、特に退所者・非入所者の数が多い沖縄県では、沖縄県ゆいな協会の事業見直しによるソーシャルワーカーの配置、宮古島への相談支援拠点などの相談支援体制の整備に加え、今年に入り石垣島でも新たに出張相談を実施したところです。その他の地域につきましても、退所者の方々等のご意見を聞きながら、相談体制の充実に努めてまいります。

#### 2 医療・介護制度改善に向けての取組み

- (1) 地域において、足底穿(せん)孔症、知覚麻痺(ひ)等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われることなど回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、医療・介護関係者への研修の充実、協力医の確保及び個々の回復者と医療機関・介護事業者等とをつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員の配置をすすめ、充実した支援体制を早急に実現されたい。
- (2) 回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定を行うためにどのような課題があるか、相談支援事案を集約して分析をされたい。その結果に基づき、必要な情報を積極的に提供されたい。  
また、回復者がハンセン病に関する後遺症を明らかにして要介護認定を受けることを希望する場合において、主治医意見書の特記事項にハンセン病の後遺症に起因する身体障害について記載のあるときは、認定審査会等で十分考慮して要介護認定を行うよう、全市町村宛ての通達を发出されたい。
- (3) 回復者が療養所に赴いて治療を受ける必要がある場合の旅費・宿泊費を助成されたい。また、回復者が治療のため療養所に滞在する必要がある療養所内の宿泊所を利用することがあるが、宿泊所の運用については、宿泊する者の障害等の状況に合わせた柔軟な対応をされたい。

(回答)

地域において、皆様の御事情、個々のケースに応じ、ハンセン病特有の後遺症等に対して、適切な医療や介護等のサービスを受けられるようにすることは重要であり、医療関係については、令和6年3月、国立感染症研究所

ハンセン病研究センターの協力を得て、退所者等ハンドブックを更新し、全国各地の協力医療機関リストやハンセン病に関して相談可能な医師のリストを厚生労働省ホームページ掲載や各都道府県等へ配布しております。また、介護関係やその他の相談事案については、退所者が多い沖縄県において、沖縄県ゆうな協会の事業内容を抜本的に見直し、沖縄本島及び宮古島にソーシャルワーカーによる相談支援拠点を開設したところであり、引き続き、相談支援を進めてまいります。

令和7年2月に実施したアンケート調査結果やこれらの相談支援事業を実施していく中で、ゆうな協会やふれあい福祉協会などと連携しながら相談支援事案を集約することで、介護認定や障害認定のための課題等の分析も可能となっていくと考えています。

高齢のハンセン病元患者の皆様が、ご自身の症状などを主治医に正確かつ適切に伝え、主治医意見書を作成してもらうことには困難を伴うものと考えられ、沖縄県では、沖縄県ゆうな協会において、介護認定に係るハンセン病元患者の方の主治医意見書の記載に関するマニュアルを、昨年12月に作成し元患者の方々へ配布し始めたところであり、沖縄以外の地域にも広げることも含め、社会復帰・生活作業部会の中で検討してまいります。

回復者の方の旅費や宿泊費については、医療機関への通院・入院や旅行などの旅費、宿泊費など、退所して生活していくための必要経費は退所者給与金でお支払いしていますので、給与金と別に助成することは非常に困難な課題があると考えておりますが、一方で、回復者の方が、治療等で療養所を訪れた際には、療養所の中に設けてある面会人宿泊所が利用可能となっておりますので、回復者の方の障害等の状況に合わせた対応も含め、各療養所において、宿泊所が円滑に利用できるように調整してまいります。

### 3 回復者相談支援事業の体制の拡充について

- (1) 「沖縄県ハンセン病対策事業」「社会復帰者等支援事業」について、当事者のニーズや意見に沿った適切な運営がおこなわれるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及びPDCAサイクルの徹底を指導し、適切に事業の見直しが図られるよう事業の評価及び管理、監督体制を整備されたい。
- (2) 沖縄県ハンセン病対策事業については、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会と連携し、回復者のニーズに応じた支援体制の拡充のため、下記の点につき努力されたい。
  - ① 本島及び宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員を配置すること
  - ② 生活支援事業（ゆうな相談員事業）の人員拡充及び運用改善。なお、四肢の感覚機能障害等の後遺障害に鑑み、人的・社会的交流にとって必要な書簡や文書の代筆、パソコン等のIT機器の操作補助等も家事支援に含めるなどの柔軟な対応をすること
  - ③ ゆうな診療所にハンセン病に関する知見のある医師の派遣を今後も継続すること
- (3) 社会復帰者等支援事業については、全国的に対応ができるように、社会福祉士会などの関係団体と調整を図り、関係団体の協力を得て、速やかに専門相談員の配置拡充をされたい。事業の委託先が自ら率先して専門相談員の配置拡充のため活動するように指導されたい。
- (4) 全国的に充実した相談支援が受けられるように、都道府県の相談窓口において個々のハンセン病回復者に対する支援を行うことができるように相談員の配置、研修の充実など体制を整備されたい。
- (5) 各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の職員、ピア相談員の連携のための意見交換の場を設置されたい。
- (6) ハンセン病問題について学校で学ぶ機会を広めるなど、偏見差別解消にむけた啓発へのより積極的な取組を行われたい。講師派遣事業の周知についても工夫されたい。

#### (回答)

「沖縄ハンセン病対策事業」については、沖縄県生活支援部会へ厚生労働省も出席し、回復者の皆様のご意見を伺いながら、事業の抜本的な見直しに取り組み、ソーシャルワーカーの常勤配置、ゆうな相談センター宮古の開設、生活支援事業の立ち上げなど改善に取り組んできました。引き続き、生活支援部会の場等を通じ、回復者の意見を伺いながら、事業の評価、管理監督、事業の見直し等を行ってまいります。

沖縄県の八重山地域での相談支援体制については、令和8年1月から3月に、ゆうな協会のソーシャルワーカーによる石垣島での出張相談を3回実施し、今年度においては、2か月に1回の出張相談を予定しており、このような出張相談等を通じて状況の把握を行い、今後の相談支援体制等につ

いて検討してまいります。また、生活支援事業の運用改善などの点については、ゆうな協会の事業の実施状況も踏まえつつ、引き続き、沖縄県的生活支援部会の場で議論をしながら、検討してまいります。ゆうな診療所では、現在、毎月2回、ハンセン病の専門医である、邑久光明園の青木園長と石田先生に診療を行っていただいております、引き続き、両先生にゆうな診療所で診療を行っていただけるよう、お願いしてまいります。

令和7年2月に実施した退所者の方へ相談支援等に関するアンケート調査の結果等も踏まえ、現在、ふれあい相談員の対応が困難な地域においても、ソーシャルワーカー等の相談支援が受けられるよう、委託先等と連携し相談支援窓口の充実に努めてまいります。

各都道府県の相談窓口の対応については、令和7年度においても、2月に各都道府県に対し、相談支援体制の確保を依頼したところであり、引き続き、相談支援体制の確保を要請してまいります。

各種相談窓口の相談員や療養所のソーシャルワーカー等の相談員の意見交換の場については、6月の社会復帰・生活作業部会において、提示いただいた協議事項等の案も含め、引き続き、どのような形での開催が可能かなどについて、社会復帰・生活作業部会で相談してまいります。

偏見差別解消のための普及啓発事業については、国立ハンセン病資料館の学芸員による学校への出張講座、各都道府県や療養所所在市町向けの普及啓発事業への補助事業等の様々な事業を通じて進めているところであり、これらの事業の周知についても委託先と相談しながら進めてまいります。

#### 4 回復者相談支援事業の内容の拡充

回復者が出身地、入所していた療養所、知人や家族が現に居住している地域などに訪問し家族や知人と交流するための関係調整を行うとともに、回復者及び同行者の訪問に要する費用を助成されたい。

(理由) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律17条2項は、「ハンセン病患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により」ハンセン病患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な措置を講ずるとしている。ところで、現在行われている「ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業」では家族相互の交流を支援する事業はあるものの、直接回復者と家族との間の家族関係の回復を促進するための事業は行われていない。

「社会復帰者等相談事業」においては、家族関係が回復できていない者の相談に応じるとしているが、回復のための必要な措置については具体化されていない。そこで、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律17条2項にある家族関係の回復を促進することに関して必要な措置を講ずることができるように、社会復帰者等支援事業の拡充を求めるものである。

なお、ハンセン病差別の被害は地域社会との隔絶にあるから、家族に限らず知人との人間関係の回復も被害回復の一環である。また、長く療養所に入所していた回復者にとっては、療養所での人間関係も大事なものであるが、ハンセン病差別をおそれ、社会復帰とともに療養所での人間関係を断絶せざるを得なかった例もある。そうすると、地域社会や療養所での人間関係の回復もまた被

害回復の一環である。また、上記のような人間関係の回復は、良好かつ平穏な生活を営むためには必要なことである。実際問題として回復者の高齢化に伴い家族がいない場合も存在するのであるから、家族関係の回復のみならず地域社会又は療養所での人間関係の回復のためにも事業を活用できるようにすることを求める。

(回答)

回復者の方の旅費や宿泊費については、医療機関への通院・入院や旅行、移動などの旅費、宿泊費など、退所して生活していくための必要経費は退所者給与金でお支払いしていますので、給与金と別に助成することは非常に困難な課題があると考えておりますが、一方で、回復者の方が、治療等で療養所を訪れた際には、療養所の中に設けてある面会人宿泊所が利用可能となりますので、各療養所において、宿泊所が円滑に利用できるように調整してまいります。

#### 5 退所者給与金等の円滑な支給

(1) 退所者給与金等の受給者のなかで、現況調査（送金依頼のはがきを含む。）の報告がされず、給与金が停止になるケースが散見される。現況調査の報告がされない場合のフォローの体制を充実するとともに、現況調査の制度の見直しも含めて検討されたい。

(2) 退所者給与金及び非入所者給与金につき、扶養加算の要件を満たす者が適切かつ適時に受給できるよう、周知及び相談支援を徹底されたい。

(回答)

退所者給与金等の受給者に現況届や送金依頼のはがきについては、期限までに届かなかった場合、専任の担当職員が電話で状況を確認させていただいておりますが、今後とも、1件1件、丁寧にフォローさせていただき、手続きが滞ることがないように対応してまいります。

退所者給与金及び非入所者給与金の扶養加算については、扶養加算の要件を満たす者が適切かつ適時に受給できるよう、毎年の現況届の案内を送付する際に周知することを検討いたします。

#### 6 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成27年度の非入所者給与金受給者の生活等の実態に関するアンケート調査に加え、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、

その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、令和元年度に、弁護団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

令和7年度においても社会復帰・生活作業部会を開催し、弁護団とも議論をさせていただいたところであり、引き続き、作業部会の場で、聞き取り調査の実施対象等について検討してまいります。

#### 7 回復者の社会生活上の困難の把握

回復者が、社会生活を継続するにせよ、再入所・新規入所の道を選択するにせよ、それが、やむをえない選択ではなく、回復者の尊厳、幸福追求権にもとづいた選択でなければならない。

健康・生活衛生局難病対策課と医政局医療経営支援課が連携協力し、各地での回復者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者が尊厳ある老後生活を送ることを可能とする施策を検討されたい。

(回答)

6月4日の社会復帰・生活作業部会において、今年度の現況届の送付に合わせ、退所者や非入所者の方々の裏傷の程度や受診状況などのアンケート実施を提案いただいたところであり、アンケート実施に向け調整してまいります。アンケート調査結果を踏まえ、引き続き、統一交渉団のご意見も伺いながら、退所者・非入所者の方々の実態把握に努め、相談員の配置などの対応策を検討してまいります。

#### 8 社会復帰・社会内生活支援作業部会の運営

現在、社会復帰・社会内生活支援の施策の推進のため、弁護団と厚労省との間で作業部会が開かれているが、厚労省としては、難病対策課のみが対応している。しかし、上記の2(3)、3(5)、4、7などの施策の検討に当たっては、療養所の協力を得る必要がある。そこで、社会復帰・社会内生活支援作業部会に、医療経営支援課課長ほか職員も出席されたい

(回答)

社会復帰・社会内生活支援に関する作業部会につきましては、現在主として難病対策課が対応しているところです。

一方で、ご指摘のとおり、当該施策の検討に当たっては、療養所の実情や現場の状況を踏まえることが重要であると認識しております。

このため、必要に応じて、医療経営支援課としても連携しながら対応してまいります。

## 第4 元患者家族に対する施策について

### 1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

とりわけ、上記熊本地裁判決後に取り組みが始まった家族交流会事業、講師等派遣事業及びピア相談事業（家族関係事業）については、家族に対する国の法的責任を踏まえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることを明確に位置づけた上で、事業を積極的に実施することをあらためて確認されたい。

（回答）

厚生労働省として、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえ、元患者の方々やそのご家族などの声をお伺いしながら、文部科学省や法務省とも連携し、国の責務として、偏見や差別の解消に向けた取組の一層の充実を図ってまいります。

また、家族交流会事業等の家族関係回復等支援事業は、家族関係の回復を図り、家族がこれまで受けてきたいわれのない偏見差別の解消、名誉の回復等を図ることを目的としています。今後もこの目的を堅持し、事業の実施に努めてまいります。

### 2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

（1）同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施することをあらためて確認されたい。

（2）講師等派遣事業については、昨年度の協議会の確認事項において、「当事者による「語り」の重要性をふまえ、より広く、積極的かつきめ細かに事業が展開できるよう、法務省及び文部科学省と連携し、最大限努力する」旨が約束されている。

しかしながら、昨年協議会后においても、委託事業者が、講師派遣の依頼に対し、円滑な事業利用を妨げるような対応を行った事例が報告されており、現状、事業者と家族との信頼関係が大いに揺らぐとともに、家族が事業利用を萎縮してしまうほどの事態に至っている。

かかる事態は、委託事業者としての適格性を問うものといわざるをえ

ない。委託事業者に対し、速やかに、厳しくかつ適切な指導を行うとともに、委託事業者と家族との信頼関係の実情をふまえ、事業の円滑な実施のため、厚労省が、より積極的な対応を行うよう求める。

- (3) また、講師等派遣事業については、昨年度の確認事項において、講師を務める家族の精神的及び経済的負担の軽減のために必要な対応を検討することも約束されているが、いまだ具体策の提示に至っていない。家族の実情および要望に十分こたえる具体策を早急に提示するとともに、作業部会等において、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行っていくことを確約されたい。

なお、ハンセン病資料館との連携もより深めるべく、資料館、厚労省と家族・弁護士との協議・意見交換の場を引き続き設定されたい。

(回答)

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるように、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

当事者による「語り」が重要であることは、厚生労働省としても認識しており、今後も、偏見差別の解消のため、関係省庁と連携を図りつつ、統一交渉団と意見交換を行いながら、両事業を着実に実施してまいります。また、委託事業者に対しては、令和8年5月25日付け難病対策課長通知による文書指導を行ったところであり、ご家族が安心して事業を利用できるよう、引き続き、委託事業者に対し適切な指導を行ってまいります。

講師を務めることが難しいと感じられた際は、代理として国立ハンセン病資料館の学芸員による出張講座の活用や、精神的な面でのご相談は、ふれあい相談員やハート相談センターの相談窓口にご相談いただきたいと思いますと考えており、引き続き、ご家族や弁護士との意見交換の場においてご相談しながら、講師を務めるご家族の負担の軽減に努めてまいります。また、国立ハンセン病資料館の学芸員も含めた、ご家族との意見交換の場については、令和7年度に実施したところですが、引き続き意見交換の場を設け、ご家族の皆様のご意見を伺いながら、ハンセン病資料館との連携を深めてまいります。

### 3 家族についての書籍・冊子の発行、啓発資料の作成等

- (1) 家族の被害回復および偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害、生き抜いてきた人生やその思い等を綴った書籍等を発行することの意義をふまえ、今年度以降も引き続き、国立ハンセン病資料館とも連携し、家族についての書籍・冊子等の発行、普及に向け、最大限努力することを約束されたい。

(2) その他、家族が被ってきた人生被害等がわかりやすく理解できるような啓発パンフレット、冊子等を作成し、広く配布されたい。

(回答)

ご家族の被害回復や偏見差別の解消を図るため、ご家族が被ってこられた被害やその思い等について、分かりやすい資料を作成し、啓発していくことは重要であると認識しており、令和7年度においては、ご家族の証言をまとめた書籍を作成し、都道府県や各療養所等に配布するとともに、ご家族の講演等でも活用いただいております。今後も、国立ハンセン病資料館とも連携しながら、ご家族が被ってこられた被害等がわかりやすく理解できるよう、啓発資材の作成・配布に努めてまいります。

#### 4 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには、相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、下記事項に十分配慮しつつ、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行い、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力することを確認されたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すること
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること
- (3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること

なお、昨年度の確認事項において、ピア相談事業の拡充についても最大限努力する旨が約束されているにもかかわらず、当方が求める、各地のピア相談員が相談専用の携帯電話を保有し、相談にあたる体制が今なお実現できない状況が続いている。全国各地で、相談支援につながることができず、自らの苦しみを胸に秘めて暮らしている多くの家族が存在すると思われるところ、ブロックごとに相談にあたるピア相談員としての家族を配置し、必要な相談にあたることは、家族の被害回復のためには必要不可欠である。その相談にあたるピア相談員に、相談専用の携帯電話を支給することは、国としての最低限の責務であり、かつ、実現にあたって膨大な予算が必要なわけでもない。速やかに対応することを強く求める。

(回答)

ご家族の地域での安心な暮らしや、元患者との家族関係の回復のため、ご家族に対する相談体制を整備することが大変重要であると考えており、今後も、全国的な相談体制の更なる充実を図るため、委託事業者と調整を行ってまいります。また、各地のピア相談員への携帯電話の支給については、6月9日の意見交換の場で、携帯電話の運用方法につい

て初めて伺いましたところであり、今後、どのような対応が可能かも含め、引き続き、意見交換の場において、ご家族の皆さまとも相談しながら検討してまいります。

#### 5 国立ハンセン病資料館等における展示等の整備

(1) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所に設置された資料館(社会交流会館)における、家族に関する展示がいまなお不十分である現状を踏まえ、ハンセン病家族訴訟及びその判決の内容、家族が被ってきた被害等に関する展示を速やかに整備されたい。

また、その整備にあたっては、資料館、厚労省と家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行われたい。

(2) 昨年度の協議会以降、国立ハンセン病資料館及び各地の病療養所に設置された資料館(社会交流会館)における家族に関する展示がどのように改善されたか、説明されたい。

(回答)

国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館(社会交流会館)における元患者家族に関する展示の状況は別添のとおりです。

国立ハンセン病資料館において、令和7年4月から6月のこども向けギャラリー展で、家族訴訟やご家族が受けてこられた偏見差別の被害等に関する展示を実施し、さらに、令和8年1月から3月には、特別企画「ハンセン病問題と家族」を開催し、連続講座や展示等を実施しました。また、国立ハンセン病資料館の取組方針として、従前よりご家族の証言映像を掲載するよう指示しており、ご家族との交流会を開催するとともに、令和6年度よりご家族への証言の聞き取りを行ってまいります。令和7年度には、国立ハンセン病資料館の学芸員も含めた形で、ご家族との意見交換を行ったところであり、引き続き、ご家族のご意見を伺いながら、展示等の整備を進めてまいります。

国立ハンセン病資料館等における展示等の整備状況について

令和8年5月現在

	①:国立ハンセン病資料館(、重監房資料館)におけるハンセン病家族訴訟及びその判決の内容、家族が被ってきた被害等に関する展示内容	②:①について令和7年度の定期協議以降の改善点はどのようなものか
国立ハンセン病資料館	ロビー：家族被害・訴訟についての記事・説明を展示 展示室1：家族被害・訴訟についての説明を展示 展示室3：家族被害・訴訟についての説明を展示	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 2026年1月24日～3月29日 特別展「ハンセン病問題と家族」を開催。ハンセン病入所者家族の被害ならびに4名の証言を展示。</li> <li>* 会期中に家族による証言を映像ホールにて上映。</li> <li>* 当館YouTubeチャンネルにて家族4名の証言を公開。</li> <li>* 冊子の制作(3500部)と配布、PDF公開。</li> <li>* 特別展会期中に、「ハンセン病問題と家族」と題し、家族訴訟弁護団大槻弁護士、原告番号75番さん、当館内田館長による連続講話(3回)を開催。</li> <li>* 原告番号75番さんによる講演を除く大槻弁護士、内田館長の講演動画を当館YouTubeチャンネルにてアーカイブ配信</li> <li>* 常設展示リニューアルに向けての家族被害の精査</li> </ul>
重監房資料館	<p>重監房資料館は、重監房(正式名称「特別病室」)の再現施設を中核として、その運用や収監者の実態に関する展示を行っているために、常設展示には、ハンセン病患者の家族・遺族に関する常設展示スペースは設けていません。</p> <p>しかし、「ハンセン病家族訴訟」に呼応して、独自に遺族にスポットをあてた啓発DVD「遺族ふたり」を製作して一般に貸出ししています。国の誤った隔離政策による「官民一体」の無罪運動が、ハンセン病患者を出した家とその家族にいかに深刻な被害を与えたのかを映像作品を通して知っていただき、運動の担い手であった私たち国民もまた加害の淵に立っていることを理解できるような啓発活動を行ってきました。</p> <p>さらに常設展示スペースはありませんが、家族・遺族の問題が取り上げられた新聞報道、あるいは家族・遺族の声を聴くことができるイベントなどを掲示して、この問題についての情報を周知するように努力しています。</p>	<p>家族・遺族についての新聞記事や関連情報・イベントの掲示を行い、入館者に家族・遺族の問題が目にとまるよう、より意識して、実践してきました。</p> <p>また2025年度においても啓発DVD「遺族ふたり」の無料貸出は継続しています。</p> <p>今後のさらなるDVD製作や増補も視野に入れつつ、重監房資料館として「遺族」プロジェクトを継続していく所存です。</p>

国立ハンセン病療養所の社会交流会館等におけるハンセン病患者家族に関する展示の状況について

	①：現在の国立ハンセン病資料館におけるハンセン病回復者の家族の被害やハンセン病隔離政策が及ぼした影響、家族訴訟についての展示内容	②：①について令和7年度以降の定期協議以降の改善点はどのようなものか
松丘保養園	—	—
東北新生園	・人権教育啓発推進センター作成の映像放映 隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきたハンセン病患者やその家族のエピソードをアニメーション化して解説している	・当園HPへ啓発活動を目的とした施設見学等の受入方法掲載し件数の増を図っている。R5：25件195名、R6：41件259名、R7：57件622名 ※ただし件数には出張講義も含まれる。 ・R8においては、R7訪問のあった団体に対してR8の実施に向けての幹線連絡も行った。 ・登米市からの協力を得られ、ハンセン病に対する啓発活動の強化を行っている。その一環として、以前はパネル展示会場が1ヶ所であったところ令和6年度から5ヶ所に増やしてもらえた。 また、園内のウォーキングスタンプラリーのマップを利用してイベントを開催してもらい、園内1.4kmのコースを歩きながら施設見学を行ってもえた。
栗生楽泉園	—	—
多磨全生園	—	—
駿河療養所	・無らい県運動が行われた時患者家族がどのような影響を受けたかに関するパネル ・ハンセン病家族訴訟に関するパネル ・入所者家族が大東亜戦争・日中戦争で受領した勲章等	—
長島愛生園	・学芸員による講話内で紹介。 ・家族から入所者へ絶縁を申し出た手紙。 ・家族から入園を願う手紙。 ・家族から一時帰省を願う手紙。	・令和7年11月開館した、体験型展示施設「でんしょう愛生館」にて、下記の上映、展示を常設している。 ・VRシアター（ある家族の物語）、ハンセン病患者・その家族・その社会、それぞれの目線で描いた没入型アニメ。 ・ハンセン病家族訴訟（2019年）のパネル。
色久光明園	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟勝訴に関するパネル展示 及び年表に文言を追記	・新たにパネルを作成し、社会交流会館に展示した。 ・社会交流会館に掲示している年表に、これまでは文言がなかったが、文言を追記した。
大島青松園	・「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の成立に至る経緯等、ハンセン病患者家族に対する補償に触れたパネル展示。 2024（R6年）家族補償の請求が進まないことを受けて請求期限が2029（R11）年11月21日までとなったことを加えている。（パネル更新）	・家族補償の請求期限延長について説明加えてパネル更新した。
菊池恵楓園	・「ハンセン病問題に関する検証会議」で示された家族被害の記述をデッサン人形で再現した絵本掲示 ・恵楓園及びハンセン病問題の歴史について入所者の視点からの解説映像 ・古代から現代に至るハンセン病差別と人権問題の解説映像 ・母親から除籍を求める内容の手紙除籍を求める事の辛い気持ちが手紙には綴られている。 ・還暦を目前に入所者の元に届いた亀の置物。上記手紙の送り主である母親が5円玉で手作りしたもの	・家族訴訟の経緯・判決の内容について、説明文・勝訴判決の写真の掲示 ・小冊子「重いよ届け！」の一部を抜粋し展示 ・小冊子「重いよ届け！」の配布
星塚敬愛園	・ハンセン病家族訴訟に関するパネル	—
奄美和光園	—	—
沖縄愛楽園	・官邸前で首相に面会を求める家族訴訟原告と支援者のパネル展示 ・「ばい菌と呼ばれ元ハンセン病家族園に伝えたい思い」記事掲示 ・「自己流の手当てに奮闘」記事掲示 ・ハンセン病回復者や家族がこれまで受けてきた偏見と差別の経験から、病気について隠して暮らしていく中で、十分な治療や介護が受けられていない現状を報じている	—
宮古南静園	・ハンセン病家族訴訟の経過をパネル掲示 ・ハンセン病家族訴訟に関連する記事掲示 ・親がハンセン病患者であるという事を理由に子供が小学校入学拒否等差別的な扱いを受けた「龍田児童入学拒否事件」の説明や、元患者家族というだけで差別的な扱いを受けてきたとする証言などパネル掲示	—

## 6 家族補償法に基づく補償制度について

家族補償法に基づく補償金を受領していない家族がいまだ多数に上る現実をふまえ、その原因の分析とともに、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行いつつ、制度の更なる周知広報等を行うこと、また、偏見差別を恐れて請求を躊躇している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力することを確認されたい。

(回答)

補償金の対象者でありながら、請求されていない方としては、補償金の制度を知らない方、元患者のご家族であることを知られることを望まない方、ご家族であることを知らない方などが考えられます。

昨年度は、行政広報誌やホームページを通じた周知に加え、関係者の皆様のご意見を伺いながら、テレビCMの放映、YouTube等の動画広告の配信、リーフレットの作成を実施したところであり、引き続き、関係者の皆様のご意見を伺いながら、より効果的な周知広報に努めてまいります。

また、補償金の請求等の手続きに際して、ご家族のプライバシーに配慮したきめ細やかな対応を行い、一人でも多くのご家族に補償金をお受け取りいただけるよう、取り組んでまいります。

## 第5 真相究明

### 1 歴史的建造物保存等検討会について

令和7年度の検討会は本年3月16日に2年ぶりに開催され、課題として残っていた宗教施設の保存もルールが定まり(所有権を国に移して政教分離原則で史跡保存)、関係者の不安も解消できた。また、新たに保存リストを同検討会に提出された療養所も複数あり、各療養所ごとの取り組みの進展も一定窺える。しかし、まだ、13療養所の半数近くから、保存リストが提出されていない。保存リスト未提出の療養所について、本省からの支援経過も含め、進捗状況を報告されたい。

(回答)

昨年度までに厚生労働省に保存リストが提出され、歴史的建造物保存等検討会において保存決定まで至った療養所は7カ所で、残るは6カ所となっています。

厚生労働省としては、毎年夏に開催される全国ハンセン病療養所所在市町協議会総会に出席し、歴史的建造物の保存等について、地元で検討を行うよう依頼してまいりました。

さらに、各療養所を訪問し、地元での検討を行うことを依頼するとともに、検討体制が整った地域においては、検討会議の立ち上げに向けて調整を行ってきました。

引き続き、検討が進んでいない療養所、所在市町についても、同様の取組を通じて、検討が着実に進むよう対応してまいります。

## 2 重監房資料館について

重監房資料館は、訪問者にとって交通困難な栗生楽泉園に隣接しており、中継地点となる草津温泉バスターミナルから徒歩45分である。楽泉園は草津町の巡回バスの路線から外されている。そのため、重監房資料館を訪問する人は、来館者アンケートによると、74パーセントが自家用車利用である。徒歩で来る人が7.6%、タクシー往復が4.4%である。来館者にとってあまりに交通の便が悪く、来館者の増加が困難な理由ともなっている。

重監房資料館は東京の国立ハンセン病資料館と対をなす国の資料館である。これを作るために全国10万7000人の署名が厚労省に届けられた。設置元である本省は本腰を入れて重監房資料館への交通手段の確保（路線バス停車につき町との交渉、送迎車予算など）をはかるべきである。

また、同資料館では、わずか3人の職員（部長、課長、学芸員）であらゆる活動をこなしている。国立ハンセン病資料館と並ぶ国の資料館である以上、多数の出張講演、展示、調査研究、保存、語り部啓発事業等があり、これに施設の管理運営上の実作業までも行う。これでは十分な広報宣伝まで手が回らない。職員の増員（学芸員と事務方）を切に求める。

さらに、広報ツールとしてのホームページに関しても、国立ハンセン病資料館の仕様とは大きな差があり、全面改訂に向けての予算措置、人的配置を配慮されたい。

（回答）

重監房資料館につきましては、長年、入所者自治会からのご要望であった道路の舗装について、本年5月に工事が完了し、完成させることができました。これにより、自家用車でのアクセスについては、大きく改善したものと考えています。資料館への交通手段については、路線バスや送迎に関し、草津町や栗生楽泉園とも相談、調整が必要であることから、関係者が参加する重監房資料館運営委員会において、引き続き、草津町、栗生楽泉園等の関係者と検討を進めてまいります。

重監房資料館の学芸員等の増員に関しては、これまで、国立ハンセン病資料館の採用募集ページのほか、学芸員の有料転職サイトや地元のハローワーク等に掲載するなど各種の募集採用活動を行ってまいりましたが、さらに他地域からの人材確保や他の募集採用手法を検討するなど、委託先と連携しながら、必要な人員の確保に努めてまいります。

また、重監房資料館のホームページについては、国立ハンセン病資料館と協力しながら、内容の見直しを含めた改訂・リニューアルを検討してまいります。

### 3 社会交流会館について

療養所にある社会交流会館は、当該療養所のそれぞれの歴史を伝える「歴史館」としての役割を果たすとともに、療養所が地域社会との交流・人権啓発を行うステーション的役割を担う重要な場所である。次の点につき回答されたい。

- ①全国13箇所の療養所の中で多磨全生園だけには社会交流会館がないが、その理由は何か。同療養所の将来も見据えた上で、厚労省としては全生園における社会交流会館機能の実現についてどのような展望を持っているのか、示されたい。
- ②宮古南静園の学芸員配置について、昨年の協議会では「従来より社会交流会館の運営を園と民間団体が協力する形で運営されており、調整中となっています。」との回答があった。その後の状況を報告されたい。

(回答)

多磨全生園に社会交流会館が設置されてこなかった理由については、近接地に国立ハンセン病資料館が所在し、同施設が普及啓発や社会交流機能の一部を担ってきた経緯があるためと考えております。

国立ハンセン病資料館の前身である高松宮記念ハンセン病資料館は、多磨全生園の入所者が中心となって設立・運営に関与してきた施設であり、その活動を通じて普及啓発や地域との交流が図られてきたものと認識しております。

その後、平成13年の国賠訴訟判決を踏まえた名誉回復措置の一環として資料館の拡充が図られ、平成19年には国立ハンセン病資料館として再開館し、現在では多磨全生園に限らず、ハンセン病問題全体に関する普及啓発を担う施設として位置付けられております。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省といたしましても多磨全生園に社会交流会館を設置することの重要性は認識しており、現在、多磨全生園においても設置に向けた準備を進めております。

宮古南静園の社会交流会館については、宮古南静園から民間団体へ運営を委託する形でこれまで進められてきており、館内の説明等もこの委託先の説明員の方々が対応しています。

これまでも宮古南静園に学芸員の配置について打診をしてきたところですが、園が委託する民間団体の運営方針の関係もあり、今後も引き続き、宮古南静園や委託先の民間団体と学芸員の配置について調整を続けていく必要があると考えています。

#### 4 医療基本法について

これまでの協議会においては、厚生労働省の基本的な考え方として、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であると認め、厚生労働省の進める施策とも方向性を共有している。その上で、「引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく」ことが確認されてきたところである。

しかしながら、医療基本法制定に向けての議員連盟は、去年の参議院選挙で尾辻会長、羽生田事務局長がともに議員を引退し、事実上解散状態にある。

したがって、今後は、厚生労働省自ら、医療基本法制定に向けてより積極的な役割を果たす必要があると考えられるので、今後の方針について明らかにされたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成31年2月6日に設立され、ご議論が進められてきたと承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

厚生労働省としては、引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、関係者による御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

#### 第6 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 都道府県が保管するハンセン病に関する文書のうち後世に残すべき文書の保存基準に関する情報提供及び適切に保存管理することを求めるはたらきかけ等について、令和7年度において実施されたことを報告されたい。

(回答)

各都道府県が保有しているハンセン病に関する文書及びその保管状況については、各都道府県における文書の保管状況を公表するとともに、適切な公文書の管理及び保存等を行うよう、令和6年12月25日付けで通知を発出し、対応を依頼したところです。

その上で、令和7年度についても、本年2月に各都道府県に対し、本通知に基づき、ハンセン病に関する文書の保存管理等について適切に対応いただくよう、改めて依頼を行っております。

2 療養所が保存する文書については、その調査を令和7年度中に終了させることとなっていた。その結果とともに各療養所が保管する文書の項目や点数を示されたい。

また保存すべき資料の選定作業につき、進行状況を報告されたい。

(回答)

入所者関係書類、医療記録、看護記録、自治会関係文書等を含め、ハンセン病療養所全体で、約160,000点となっております。

選定作業につきましては、実務的な作業の質的担保を確保する観点から、まずは邑久光明園において先行的に実施しております。

同園における整理状況を踏まえつつ、今後、他の療養所においても順次選定作業を開始してまいります。

## 第7 将来構想

### 1 問題の所在

療養所の入所者数が600名を割り込み、平均年齢が90歳に近づくという状況下において、療養所の将来構想・永続化問題の解決は、焦眉の課題という外はないが、この一年間を振り返っても、厚生労働省の取組みには、課題の重要性に対する認識が極めて希薄であり、現実的な取組みが全くなされていない。

この間、統一交渉団との間で行われた2回の意見交換会において、療養所の永続化の範囲について、地元自治体の要望があれば、検討する余地があることが示唆され、前進が見られたものの、その具体化のための地元自治体の意向聴取も具体化していない。意見交換会の開催自体、統一交渉団からの要請がない限り開催されていないという状況である。

こうした現状は、厚生労働省としては、この問題については、統一交渉団や療養所所在地自治体から要望があれば、対応はするが、積極的に解決を図る考えはないというものであり、結果として、解決を見ないまま時間切れになることを容認していると理解せざるを得ない。

こうした状態がこのまま経過することは絶対に許されないとおりであり、厚生労働省内の人員配置を含めた抜本的な対策の具体化が切実に求められている。

### 2 緊急に実施すべきことについて

(1) 療養所を地元自治体の要望により永続化するにあたって、解決すべき課題とその実現に向かって必要とされる施策について、早急に統一交渉団との間で意思統一を図ること

(2) 療養所所在地自治体の代表者を交えた統一交渉団との意見交換会を緊急に開催すること

(3) モデルケースとしての奄美和光園の永続化について、厚生労働省、奄美市、奄美和光園、統一交渉団による協議会を開催すること

(4) 以上の課題を実現するために、厚生労働省内に、療養所の永続化問題に特化してこれを推進する部門を新たに設置すること。

(回答)

療養所は島、山間部、都市部など、様々な場所に立地していることから、周辺の人口や交通等の状況が療養所ごとに異なり、療養所所在市町ごとに要望や永続化の考え方等も異なってくると考えられます。

このため、各療養所、入所者自治会、所在市町の三者による地元での検討の状況を見ながら、引き続き、統一交渉団との意見交換会の場を通じて課題等を共有しつつ、検討していく必要があると考えています。

また、所在市町の代表者を交えた統一交渉団との意見交換については、所在市町の意向等も十分に確認した上で、対応を検討してまいります。

奄美和光園の永続化については、奄美和光園、奄美市等による地元での検討会議が立ち上がる予定と承知しています。その検討会議には奄美和光園入所者自治会の代理として、全療協の屋会長がメンバーに参画いただくことにもなったと承知しています。

まずは地元での検討を開始し、地域の事情や状況を踏まえた議論を進めていただくことが重要であると考えており、統一交渉団も含めた協議については、奄美市や奄美和光園等地元の方々の意向等も確認しながら、どのような対応が可能か、奄美市や奄美和光園等と相談してまいります。

厚生労働省内における、療養所の永続化問題に特化した推進部門を設置することについては、永続化問題の重要性と喫緊性に鑑み、難病対策課内に新たに永続化問題への対応を専門とする調整官の定員を令和8年度の定員要求で確保したところですが、今後、このポストも活用しながら、永続化問題に対応してまいります。

